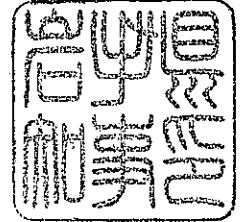


令和 8 年 8 月 28 日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐藤 由也 様

岩手県知事 達増 拓也



共同漁業権（第五種共同漁業）の遊漁規則の変更認可について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、下記のとおり遊漁規則の変更認可申請がありましたので、同条第 4 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 申請者

気仙川漁業協同組合

2 漁業権番号及び河川名

内共第 15 号 気仙川

3 変更概要

遊漁料及び遊漁の方法（漁法の制限）に係る規定の見直し



担当：農林水産部水産振興課

漁業調整担当 前川

Tel : 019-629-5819 Fax : 019-629-5824

E-mail : h-maekawa@pref.iwate.jp

改正後				改正前			
気仙川漁業協同組合内共第15号 第五種共同漁業権遊漁規則				気仙川漁業協同組合内共第15号 第五種共同漁業権遊漁規則			
沿革 令和5年9月1日 (令和 年 月 日変更認可)				沿革 令和5年9月1日			
第1条～第2条 [略]				第1条～第2条 [略]			
(遊漁の方法及び期間)				(遊漁の方法及び期間)			
第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならぬ。ただし、中学生以下については、イ欄に掲げる遊漁の方法に加え、ヤス、カギ、水中カガミ（水中メガネを含む。）による遊漁の方法を認める。なお、イ欄に掲げる遊漁の方法において、撒き餌による漁法（ラセン仕掛け、餌容器等を使用する場合を含む）は禁止するものとする。				第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならぬ。ただし、中学生以下については、イ欄に掲げる遊漁の方法に加え、ヤス、カギ、水中カガミ（水中メガネを含む。）による遊漁の方法を認める。			
ア	水産動物	イ	遊漁の方法	ウ	区域	エ	期間
あゆ		竿釣り（友釣り、疑似餌釣り）		免許の区域		7月1日～11月30日	までの期間内で理事が定めて公表する期間
	[略]	[略]	[略]				
	こい	竿釣り（餌釣り、疑似餌釣り）	1月1日～12月31日				
	[略]	[略]	[略]				
2 [略]				2 [略]			
第4条～第5条 [略]				第4条～第5条 [略]			

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下^{のときは無料とし、}肢体不自由者及び高齢者（75歳以上であって住田町と陸前高田市のいずれかに住居を置く者に限る。）は2分の1に相当する額とする。

区 分	水産動物	漁具・漁法	遊漁料（円）	
			日券	年券
全 魚 種	あゆ	竿釣り（友釣り、疑似餌釣り）		
	やまめ、いわな、さくらます、うぐい、こい	竿釣り（餌釣り、疑似餌釣り）		
	ふな、かじか	竿釣り（餌釣り）	1,600	12,000
	うなぎ	手釣り、竿釣り（餌釣り）		
	もくずがに	手釣り、竿釣り（餌釣り）		
雑 魚	やまめ、いわな、さくらます、うぐい、こい	竿釣り（餌釣り、疑似餌釣り）		
	ふな、かじか	竿釣り（餌釣り）		
	うなぎ	手釣り、竿釣り（餌釣り）	1,300	9,000
	もくずがに	手釣り、竿釣り（餌釣り）		

2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上であって住田町と陸前高田市のいずれかに住居を置く者）を含め、日券額（全額）に同額を加算した額とする。

3 第1項の肢体不自由者及び高齢者（75歳以上であって住田町と陸前高田市のいずれかに住居を置く者に限る。）にあっては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

第7条～第8条 [略]

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下^{のときは無料とし、}肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）のときは2分の1に相当する額とする。

区 分	水産動物	漁具・漁法	遊漁料（円）	
			日券	年券
全 魚 種	あゆ	竿釣り（友釣り、餌釣り、疑似餌釣り）		
	やまめ、いわな、さくらます、うぐい、こい	竿釣り（餌釣り、疑似餌釣り）		
	ふな、かじか	竿釣り（餌釣り）	1,400	10,000
	うなぎ	手釣り、竿釣り（餌釣り）		
	もくずがに	手釣り、竿釣り（餌釣り）		
雑 魚	やまめ、いわな、さくらます、うぐい、こい	竿釣り（餌釣り、疑似餌釣り）		
	ふな、かじか	竿釣り（餌釣り）		
	うなぎ	手釣り、竿釣り（餌釣り）	1,200	8,000
	もくずがに	手釣り、竿釣り（餌釣り）		

2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）を除き、日券額と同額を加算した額とする。

3 第1項の肢体不自由者及び高齢者にあっては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

第7条～第8条 [略]

(共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用し、漁場区域をしようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認 証別	水産動物	漁具・漁法	遊漁料 (円)	
			個人	団体
全魚種	あゆ	竿釣り (友釣り、疑似 餌釣り)		
	やまめ、いわな、さくら ます、うぐい、こい	竿釣り (餌釣り、疑似 餌釣り)		
	ふな、かじか	竿釣り (餌釣り)	24,000	21,600
	うなぎ	手釣り、竿釣り (餌釣 り)		
	もくずがに	手釣り、竿釣り (餌釣 り)		

2～5 [略]

第10条 ～ [略]

(共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用し、漁場区域をしようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認 証別	水産動物	漁具・漁法	遊漁料 (円)	
			個人	団体
全魚種	あゆ	竿釣り (友釣り、餌釣 り、疑似餌釣り)		
	やまめ、いわな、さくら ます、うぐい、こい	竿釣り (餌釣り、疑似 餌釣り)		
	ふな、かじか	竿釣り (餌釣り)	24,000	21,600
	うなぎ	手釣り、竿釣り (餌釣 り)		
	もくずがに	手釣り、竿釣り (餌釣 り)		

2～5 [略]

第10条 ～ [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。